

CRシステム他医療機器（富士フィルムメディカル社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院におけるCRシステム等医療機器（富士フィルムメディカル社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり必要な事項を定める。

記

1 対象機器

1	CRシステム	CR Console Plus
2	胸部立位撮影台	CALNEO U
3	乳房撮影装置	AMULET
4	内視鏡ファイリングシステム	Nexus FX5000ST
5	デジタル画像保存用サーバ	SYNAPSE SYNAPSE VINCENT

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

京都市立病院 救急室，手術室，放射線治療科，放射線診断科

3 契約期間

契約日～平成29年3月31日

4 定期点検等の内容

(1) 定期点検

乙は、契約期間中は、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため、必要な定期点検を行う。

(2) 緊急時の修理

乙は、契約の対象機器に故障が発生し、甲の通知を受けた場合には、可及的速やかに点検、調整、修理等を行う。

5 実施要領

(1) 点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。

(2) 乙は、点検実施予定表を毎年度4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。

なお、実際の点検実施日時等については、市立病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、乙は、その内容を速やかに甲へ報告すること。

(3) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者にその旨報告するとともに、所定の様式により報告書を提出し、その内容について確認を得ること。

(4) 乙は、緊急時の連絡先について、契約後速やかに、書面にて甲の放射線科及び経営企画課に提出すること。

6 適用除外

次のものは、本契約に含まないものとする。

- (1) 機器のオーバーホール
- (2) 乙の承認なしに、乙の技術者以外の者によって行われた点検、修理又は改造により生じた損傷の修理
- (3) その他、個別の機器毎に定めた仕様に記載されている保証対象外の修理

7 支払条件

保守契約料金に関する請求及び支払いは、年度ごとに乙の請求により、甲が支払うものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

CRシステム保守点検業務仕様書

記

1 対象機器

富士コンピューテッドラジオグラフィシステム 一式

【内訳】

対 象 機 器		数 量
1	CR Console Plus	8
2	CR Console Plus (P-IDT 付)	1
3	CR Console Lite	1
4	DR PRELIO U	1
5	FCR Speedia CS	3
6	FCR PROTECT CS	1
7	FCR XL-1	3
8	FCR XL-2	2
9	DRYPIX7000 (ソータ付)	2
1 0	DRYPIX7000	1
1 1	DRYPIX4000	1
1 2	iRAD-EV Station	2
1 3	ネットワークスイッチ	1

2 定期点検等の内容

(1) 定期点検

乙は、契約期間中は、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため、年2回の定期点検を行う。

(2) 緊急時の修理

乙は、契約の対象機器に故障が発生し、甲の通知を受けた場合には、可及的速やかに点検、調整、修理等を行う。

3 対応時間帯

(1) 定期点検については、原則として平日の9時から17時40分までに実施する。

(2) 故障発生時の電話受付及び修理対応は、24時間年中無休体制とする。

4 本契約に含まれる費用

(1) 定期点検費用

(2) 定期点検及び修理交換部品代（20万円以下の部品全て。なお、20万円超の部品については20万円相当額を値引いた額を別途請求とする。）

(3) 故障発生時の調整、修理に係る作業工賃、交通費等の費用

(4) オンコール等のサポート費用

5 適用除外

次のものは、本契約に含まないものとする。

- (1) 機器のオーバーホール
- (2) 2 CR コンソールに設置した無停電装置の修繕及び部品代
- (3) 特定消耗品の以下の損傷
 - ア CRTモニタの経時劣化
 - イ LCDモニタの輝度劣化
 - ウ レーザーASSY
- (4) 乙の承認なしに、乙の技術者以外の者によって行われた点検、修理又は改造により生じた損傷の修理
- (5) その他、取扱説明書に記載されている保証対象外の修理

6 支払条件

保守契約料金に関する請求及び支払いは、半期ごとに乙の請求により、甲が支払うものとする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

胸部立位撮影装置保守点検業務仕様書

記

1 対象機器

胸部立位撮影装置 DR CALNEO U システム 一式

2 業務内容

- (1) 乙は、契約期間中、年2回の保守点検業務を行うこと。
- (2) 乙は、点検実施予定表を毎年度4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、市立病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。
- (3) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨報告するとともに、所定の様式により報告書を提出すること。
なお、保守点検業務は、標準作業書により実施するものとし、報告書の内容については甲に確認を得ること。
- (4) 本契約による補償の対象は、画像表示装置 (Console Advance) 及び画像読み取り装置 (DR CALNEO U) とし、点検作業時の部品交換代を含む。ただし、消耗品は含まない。

3 支払条件

委託料は、各年度の半期終了ごとに、当該年度相当分に該当する委託料を二分割した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

4 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、双方協議のうえ、そのつど決定するものとする。

乳房撮影装置保守点検業務仕様書

記

1 対象機器

乳房撮影装置 AMULET S システム 一式

2 業務内容

- (1) 乙は、契約期間中、年1回の保守点検業務及び年2回の精度管理を行うこと。
- (2) 乙は、点検実施予定表を毎年度4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、市立病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。
- (3) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨報告するとともに、所定の様式により報告書を提出すること。
なお、保守点検業務は、標準作業書により実施するものとし、報告書の内容については甲の担当者に確認を得ること。
- (4) 本契約による補償の対象は、画像表示装置（AWS-d）及び画像読み取り装置（AMULET S）とし、点検作業時の部品交換代を含む。ただし、消耗品は含まない。

3 支払条件

委託料は、各年度終了後、当該年度相当分の委託料を一括して乙の請求により甲が支払うものとする。

4 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、双方協議のうえ、そのつど決定するものとする。

内視鏡ファイリングシステム保守点検業務仕様書

記

1 対象機器

内視鏡ファイリングシステム 一式

【内訳】

対 象 機 器		数 量
1	サーバー FX-5000ST	1台
2	NeXUS Client 2M	6台
3	管理者端末	1台
4	NeXUS Sif315(BC) ハードウェア	10台
5	A4 カラーレーザープリンター	2台
6	オーダー連携モジュール	1式
7	UPS バッテリ交換 (EX100 4年毎交換)	1式

2 業務内容

- (1) 乙は、契約期間中、年2回の保守点検業務を行うこと。
- (2) 乙は、点検実施予定表を毎年度4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、市立病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。
- (3) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨報告するとともに、所定の様式により報告書を提出すること。
なお、保守点検業務は、標準作業書により実施するものとし、報告書の内容については甲に確認を得ること。
- (4) 本契約による補償の対象には、点検作業時の部品交換代を含む。ただし、消耗品、特別消耗品（LTO4、液晶モニター）は含まない。

3 支払条件

委託料は、各年度の半期終了ごとに、当該年度相当分の委託料を二分割した額を乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、双方協議のうえ、そのつど決定するものとする。

デジタル画像保存用サーバー保守点検業務仕様書

記

1 対象機器

デジタル画像保存用サーバー 一式

【内訳】

対 象 機 器		数 量
1	医用画像システム SYNAPSE ・ハードウェアサポート (VM 仕様) ・ソフトウェアサポート ・UPS バッテリー定期交換 ・アンチウイルス提供サービス (Trendmicro) ・パトロールサービス ・障害自動監視サービス	1 式
2	富士汎用ワークステーション(17+3M2 面, 17+5M2 面)	1 式
3	SYNAPSE VINCENT (WS 含む)	1 式
4	iRad-QA (画像検像端末)	1 式
5	EIZO モニタシステム (株ナナオ)	1 式
6	ProRad RS システム (株トライフォー)	1 式
7	ネットワーク保守 (株KEIJI)	1 式

2 業務内容

- (1) 乙は、契約期間中、年2回の保守点検を行うこと。
- (2) 乙は、点検実施予定表を毎年度4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、市立病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。
- (3) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲へその旨報告するとともに、所定の様式により報告書を提出し、その内容について確認を得ること。
- (4) 定期点検のほか、緊急に修理を要する時には、24時間年中無休体制にて対応し、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。
- (5) 本契約には、定期点検作業時及び随時点検作業時の部品交換代を含む。ただし、消耗品、特別消耗品 (LTO4, クリーニングテープ, 液晶モニター) は含まないものとする。

3 支払条件

委託料は、各年度の半期終了ごとに、当該年度相当分の委託料を二分割した額を、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、双方協議のうえ、そのつど決定するものとする。